

EU域内及び第三国への資産凍結命令の伝達、承認及び執行に関する 欧州司法機構の支援

ゴスチャン・ラメシッチ*

犯罪との闘いにおいて最も効果的な手段の一つは、犯罪収益の没収である。複雑な犯罪はますます国境を越えた性質のものとなっているため、刑事手続における追跡、資産凍結及び没収における効果的な国際協力が不可欠である。

この分野における欧州連合（EU）の共通の目的の一つは、各加盟国に適用される規則に従い、EU加盟国の領域内における資産凍結命令及び没収命令の最も効果的な相互承認及び執行を確実に行うことである。EUはこの分野で非常に積極的であり、次のような多くの適用可能かつ／又は調和のとれた¹法的手段²を採用している。

1. 資産凍結命令と没収命令の相互承認に関する規則2018/1805³。デンマーク及びアイルランドを除く全ての加盟国に2020年12月19日から適用されている。
2. 財産又は証拠を凍結する命令のEUにおける執行に関する枠組み決定2003/577⁴。デンマーク及びアイルランドにのみ引き続き適用される。
3. 没収命令に関する枠組み決定2006/783⁵。デンマーク及びアイルランドにのみ引き続き適用される。
4. 犯罪関連の収益、手段及び財産の没収に関する理事会決定2005/212⁶。調和的措置。
5. 財産回復部局間の協力に関する理事会決定2007/845⁷。

* 欧州司法機構スロベニア代表部副委員長

¹ EU刑法の分野における調和は、最小限の刑事規則の創設を意味するのみであり、その統一を意味するものではない。

² 規則は拘束力のある立法行為であり、発効後はEU全体に適用されなければならない。指令は、EU諸国が達成しなければならない目標を定めた立法行為である。しかし、これらの目標をどのように達成するかについては、各国が国内法を制定する必要がある。したがって、指令は加盟国で直接適用されないが、各加盟国で適用される前にまず国内法に転換されなければならない。決定は、その対象とされた者（例えば、EU諸国や個々の企業）を拘束し、直接適用される。決定は、特定の事例に関連するEU法であり、個々の、又は複数の加盟国、企業又は民間の個人に向けられている。これらは、これらが対象とした者を拘束する。

枠組み決定は、指令と同様に、国内法に転換された場合、法制度に近似する役割を果たす。すなわち、特定の法分野を調和させ、それを実施したEU加盟国と実際と同様に規制することで、国際的な法的協力を大いに促進する。後者の場合には、相互承認の原則が刑事問題における司法協力の基礎となっているので、関係する外国の加盟国が、いかなる方法であれ、当該枠組決定を確実に実施すること（加盟国は同時には実施しない）が必要である。関係加盟国が枠組決定をまだ実施していない場合には、他の（条約上の又は二国間の）法的根拠が作用する可能性がある。

³ <https://www.ejn-crimjust.europa.eu/ejn/libcategories/EN/163/-1/-1/-1>.

⁴ <https://www.ejn-crimjust.europa.eu/ejn/libcategories/EN/24/-1/-1/-1>.

⁵ <https://www.ejn-crimjust.europa.eu/ejn/libcategories/EN/34/-1/-1/-1>.

⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32005F0212>.

⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32007D0845>.

6. EUにおける犯罪の手段及び収益の凍結及び没収に関する指令2014/42⁸は、各国の資産凍結及び没収制度の最低規則を定め、理事会決定2005/212の特定の規定を置き換えている。

7. 欧州捜査命令に関する指令2014/41⁹。これは、デンマークとアイルランドを除く全ての加盟国における財務情報及び銀行情報を取得するために適用されるEUの規制である。

資産凍結命令と没収命令の相互承認に関する規則2018/1805（以下「本規則」という。）¹⁰が採択されたのは、それ以前の資産凍結命令と没収命令の相互承認のための法的手段が十分な効果が得られていなかったからであり¹¹、これはそれらの手段が加盟国で一律に実施されておらず、適用もされていなかったためである¹²。その結果、相互承認は不十分となり、効果的な国際協力はなされなかった。そのため、資産凍結命令と没収命令の相互承認と即時執行の原則を改善する必要があった。

本規則は、一般的及び特定の目的を有する¹³。一般的な目的は次のとおりである。

1. テロや組織犯罪を含む犯罪を防止し、戦うために、国境を越えた事件の犯罪行為により生じた資産のより多くを凍結し没収すること
2. 国境を越えた事件の被害者の保護を改善させること

本規則の特定の目的は次のとおりである。

1. 相互承認の範囲を拡大することにより、資産凍結及び没収命令の相互承認を向上させること
2. より迅速で簡単な手続と証明方法を導入すること
3. 国境を越えて賠償を受ける被害者の数を増やすこと

本規則は、加盟国間の資産凍結に関して、資産又は証拠の凍結に関する命令の欧州連合における執行に関する2003年7月22日の枠組み決定2003/577/JHA及び、没収命令に対する相互承認の原則の適用に関する2006年10月6日の枠組み決定2006/783/JHAの規定を置き換えたものであり、EU加盟国において直接的かつ一律に適用される。ただし、アイルランド及びデンマークは対象外であり、本規則に拘束されず、その適用を受けない¹⁴。

本規則は、五つの章により体系的に構成されている。第一章は、主題、定義及び範囲を明記する。第二章は、資産凍結命令の伝達、承認及び執行を取り扱う。第三章は、没収命

⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0042>.

⁹ <https://www.ejn-crimjust.europa.eu/ejn/libcategories/EN/120/-1/-1/-1>.

¹⁰ 本規則は2018年12月18日に施行され、2020年12月19日から適用されている。

¹¹ 国境を越えた事件では、凍結され没収された犯罪資産があまりにも少なく、被害者への返還や賠償の規定もなかった。

¹² 相互承認手段の範囲が限られていること、既存の法律の実施が不均等かつ不十分であること、複雑な手続及び証明書

¹³ 資産凍結及び没収命令の相互承認に関する欧州議会及び理事会の規則に関する文書提案に付随する委員会職員の作業文書の影響評価：SWD/2016/0468 最終—2016/0412 (COD) : https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A52016SC_0468

¹⁴ 本規則の前文56項及び57項

令の伝達、承認及び執行を取り扱う。最後から2番目の章には、資産凍結命令又は没収命令の執行の終了、凍結及び没収された資産の管理と処分及び凍結された資産の被害者への返還などの一般的な規定が含まれている。最終章には、執行された資産凍結命令及び没収命令、拒否された資産凍結命令及び没収命令の数に関する統計の収集などの最終規定が含まれている。

本規則は、司法決定の相互承認と即時執行の一般原則に基づいている。すなわち、ある加盟国で行われた刑事事件に関する全ての司法決定は、通常、他の加盟国によって直接承認され、執行される。しかし、これはまた、承認され、執行される決定が常に合法性、補完性及び均衡の原則に従って行われるという信頼を前提としている¹⁵。

ただし、資産凍結命令及び没収命令の執行については、本規則第3条に列挙されている特定の犯罪に係る双罰性の確認を必要としない¹⁶。その他の犯罪については、執行国は、資産凍結命令又は没収命令を生じさせた行為が、執行国の法律に照らして犯罪行為に該当するという条件さえ満たせば、その犯罪構成要件や、その犯罪が発行国の法律でどのように規定されているかを問わず、資産凍結命令又は没収命令を承認し、執行することができる¹⁷。

他の加盟国における資産凍結命令の承認及び執行に関して、本規則は、本規則の附属文書Iに掲記された所定(様式)の資産凍結証明書の使用を定めている。資産凍結証明書は、当該事件の管轄権を有する裁判官、裁判所若しくは検察官、又は発行国によってそのように指定された他の権限のある当局¹⁸(その場合、他のEU加盟国に送付される前に裁判官、裁判所又は検察官によって検証されなければならない)によって発行される。一般原則として、資産凍結証明書で十分であるが、EU加盟国は、発行機関が資産凍結証明書と共に資産凍結命令書の原本又はその認証謄本を提出しなければならない旨の特別宣言を行うことができる。この場合、資産凍結証明書のみを執行国の公用語又は執行国が受け入れるその他の言語に翻訳する必要がある。

資産凍結命令を受けた者が加盟国内に財産又は収入を有していると信ずるに足る合理的な根拠がある場合には、発行機関は、資産凍結証明書を当該加盟国に、又は場合によって

¹⁵ 本規則の前文第15項

¹⁶ (1) 犯罪組織への参加、(2)テロ、(3)人身取引、(4)児童の性的搾取及び児童ポルノ、(5)麻薬及び向精神薬の違法取引、(6)武器、弾薬及び爆発物の違法取引、(7)汚職、(8)欧州議会及び理事会指令(EU)2017/1371(1)に定義されたEUの財務上の利益に影響を及ぼす詐欺及びその他の犯罪行為を含む詐欺、(9)犯罪収益の洗浄、(10)ユーロを含む通貨の偽造、(11)コンピュータ関連犯罪、(12)環境犯罪(絶滅のおそれのある動物種並びに絶滅のおそれのある植物種及び品種の不法な取引を含む)、(13)無許可の入国及び居住を促進、(14)殺人又は重大な身体傷害、(15)人の臓器又は組織の違法な取引、(16)誘拐、不法な抑制又は人質をとる行為、(17)人種差別及び外国人嫌悪、(18)組織的又は武装しての強盗、(19)骨董品及び美術品を含む文化財の不法な取引、(20)詐欺、(21)ゆすり及び恐喝、(22)製品の模倣品及び海賊版の製造、(23)行政文書の偽造及び不正行使、(24)支払手段の偽造、(25)ホルモン物質その他の成長促進物質の不正取引、(26)核物質又は放射性物質の違法取引、(27)盗難車両の密売、(28)強姦、(29)放火、(30)国際刑事裁判所の管轄権の及ぶ犯罪、(31)航空機又は船舶の不法な奪取、(32)妨害破壊行為

¹⁷ 本規則第3条(2)

¹⁸ 「発行機関」

はより多くの加盟国に送付するものとする¹⁹。資産凍結証明書を送付する場合には、没収証明書を添付するか、少なくとも没収命令が送付され、執行されるまで財産を凍結し続けるべきであるという指示を含まなければならない²⁰、この送付の予定日を資産凍結証明書に記載しなければならない²⁰。

執行機関は、次の場合を除くほか、送付された資産凍結命令を、執行国の機関が発する国内資産凍結命令と同様に承認し、かつ、執行するものとする。

- －資産凍結命令を承認又は執行しないことを決定する場合²¹
- －資産凍結命令の執行を延期する場合²²
- －資産凍結命令の執行が不可能であると判断する場合²³

資産凍結命令の承認及び執行の期限は、極めて厳格であり、執行機関は資産凍結命令を受領してから48時間以内に承認の決定をしなければならない²⁴、その決定がなされた後は、執行機関が当該命令を執行するために必要な措置を講じる時間は48時間を超えてはならない²⁴。

インターネットバンキングや仮想通貨の時代では、法執行機関や司法当局が資産を凍結できるスピードが最も重要である。この点に関して、EUは法的手段のみを採用しているが、ユーロジャスト（欧州司法機構）、ユーロポール（欧州刑事警察機構）、OLAF（欧州不正対策局）、EPPO（欧州検察局）などの機関も設立しており、これらの機関は、刑事問題に関する各国の捜査当局と訴追当局との間の協力を促進し、連携を確保する上で重要なEU機関である。

ユーロジャストは、各国メンバー²⁵、その代理人及び補佐人を通じて行動する。彼らは各加盟国からその国の法制度に従って派遣されている²⁶。彼らは、検察官、裁判官、又は国内法上、検察官又は裁判官と同等の権限を有する司法当局の代表者の地位を有する。財産回復プロセスの全ての段階²⁷において、各国メンバーは以下の権限を有する。

1. 発行／要求当局と執行／被要求当局との間の直接の連絡及び情報交換を促進すること
2. 他の各国メンバーとの間でレベルII会合を開催すること²⁸

¹⁹ 本規則第5条

²⁰ 本規則第4条(6)

²¹ 本規則第8条

²² 本規則第10条

²³ 本規則第13条

²⁴ 本規則第9条

²⁵ 26名の各国メンバーがいる。ベルギー、ブルガリア、チェコ共和国、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スロバキア共和国、フィンランド、スウェーデン。デンマークからの代表もいる。

²⁶ 5年間（1回更新可能）

²⁷ 追跡、凍結、没収、処分の段階

²⁸ レベルII会合は、問題となっている法的／実務的／運用上の課題を議論する非公式の会合である。その目的は、出現した法的／実務的／運用上の問題の解決策を迅速かつ効果的に特定し、今後の方向性について合意することである。レベルII会合は、2以上の各国メンバーの間で事案のいかなる段階においても開催することができ、対面会

3. 調整会議を開催すること²⁹4. 調整センターを設置すること³⁰

各国当局は、追跡段階で各国メンバーに対し、次のことを求めることができる。権限のある当局を特定すること、関連する財務情報の自発的な交換を促進すること、財務情報及び銀行情報に関する欧州捜査命令（EIO）³¹及び要望書（LoR）の送付、EIO及びLoRの執行状況に関する情報の取得。凍結段階では、各国メンバーは、資産の凍結に関連する実務的、法的、形式的な要件について助言と説明を提供し、法的手段の選択について助言し、資産凍結命令及びLoRを伝達するチャンネルとして機能することができる。没収の段階において、各国メンバーはまた、法的手段の選択及び必要な文書に関する助言を提供し、執行国／被請求国の権限のある当局を特定し、没収命令及び没収証明書又はLoRを執行国／被請求国の権限のある当局に送付し、没収命令の承認又はLoRの実施の状況に関する情報交換及び関連文書の交換を促進することにより、支援することができる。処分段階において、各国メンバーは、没収された資産の価値を評価するために執行国／被要請国において適用可能な法的可能性について助言を提供すること、資産の返還を認めるための執行国／被要請国の法的要件を明確にすること、情報の交換及び補足的没収証明書又はLoRの伝達を促進すること、そして関係国間の潜在的な資産共有協定のための法的根拠、手続上の措置及び適切な連絡経路に関する助言を提供することができる。

各国メンバーはまた、ユーロジャストへのデンマーク代表を通じてデンマークとの上記協力を促進することができ³²、また、EUの国境を越えて上記の協力を促進することができる。ユーロジャストは、既存の協力協定に基づきユーロジャストに派遣されたリエゾン検察官³³、又は第三国により指定されたユーロジャスト連絡窓口を通じて、第三国と協力し

合、テレビ会議、又は特に二国間の場合には電話により開催される。

²⁹ レベルIII会合は、権限のある国内当局の参加を得た個別の事例に関するユーロジャストの正式な会合であり、各国メンバーによって組織される。その目的は、問題となっている法的／運用上／実務的な課題に関してどのように進めるかについて合意に達することである。外部参加者には、EU加盟国又は第三国の検察官、捜査裁判官、リエゾン検察官、法執行官、EUの機関／団体の代表者、及びユーロポール、EPPO、OLAFなどの国際機関の代表者が含まれる。参加者は、オランダのハーグにあるユーロジャストの執務室内で、同時通訳付きで、対面により、又はテレビ会議を通じて参加する。その会議に先立ち、そのためのレベルII準備会議において、法的、運用上及び実務上の問題が特定される。調整会議の間、各国当局は自国における捜査／手続の状況を提示し、他の関係国に対するいかなる質問及び／又は要請にも対処し、今後の可能な方法について意見を共有することができる。

³⁰ 各国メンバーは、特定の場合に、共同行動日の間にいくつかの国における措置（逮捕、取調べ、捜索、財産回復措置など）の調整された同時執行を促進する調整センター（CC）の設置を決定することができる。CCは、ユーロジャストが共同行動を常に監視・調整し、全ての主要な利害関係者が直接かつ即時に相互に連絡を取り合う中央情報ハブとして機能する。成功の鍵は、共同行動の日に関係国の国家デスク及び／又はリエゾン検察官の代表者が常時、接触できることである。適切な場合には、参加範囲は、国の司法当局及び法執行当局並びにEUの機関及び団体の代表者に拡大される。全ての主要な利害関係者の参加により、ユーロジャストは、時宜を得た法的及び実務的な助言を提供し、重要な司法文書の発行を促進し、とられた措置を確実に起訴の成功につなげることができる。

³¹ 欧州議会指令2014/41/EU及び刑事事件における欧州捜査命令に関する2014年4月3日付け理事会指令は、EIOを、加盟国（「発行国」）の司法当局が、他の加盟国（「執行国」）において証拠を入手するために、1つ又は複数の特定の捜査手段を実施させるために発行又は有効化させた司法決定と定義している。

³² ユーロジャスト規則に参加していないEU加盟国

³³ ユーロジャストに派遣されたリエゾン検察官は、ノルウェー、米国、スイス、モンテネグロ、ウクライナ、北マケドニア、セルビア、ジョージア、英国及びアルバニアからである。

ている。ユーロジャストは、ユーロジャストの連絡窓口及びユーロジャストの国家デスクの最新の連絡先情報を管理している³⁴。

リエゾン検察官の存在は、ユーロジャストと当該第三国との間で協力協定が締結されたことを示している。ユーロジャストは12の第三国と協定を結んでいる³⁵。英国は、2021年以来、EU-英国貿易協力協定及び同年にユーロジャストとの間で締結された作業取り決めに基づき、ユーロジャストにリエゾン検察官を置いている。これらの協定は、第三国がユーロジャストを通じて提供される実務的な協力ツールに参加し、その恩恵を受けることができる環境を構築する。国際協定により、ユーロジャストと関係国の国内当局及び国際機関との間で、証拠及び個人データを含む運用上の情報を体系的に交換することが可能となる。また、これらの協定は、非EU諸国からリエゾン検察官をユーロジャストの執務室へ派遣することも認めている。これにより、EU加盟国から派遣された検察官と非EU諸国から派遣された検察官は全て同じ屋根の下にすることになり、両者間の直接的な業務協力が可能となる。これはしばしば捜査と起訴の一層の成功をもたらす。ユーロジャストは第三国間だけの事件を支援する義務はないが、ユーロジャストにいるリエゾン検察官は、第三国間の近接性と交流を利用することができる。ユーロジャストはまた、目的に合った会議室、通訳、EU全体について精通している専門的な法的専門知識など、全ての国で利用できるものではない独自のサービスのプラットフォームを提供している。これらのリソースは、重大犯罪の捜査と起訴を効果的に調整し、必要な証拠を確保するために提供される。

協力協定は、協定の目的、協力の範囲、協定締結の権能、ユーロジャストに派遣されたリエゾン検察官の権限、署名者間の定期協議、業務及び戦略会議、情報の交換及びユーロジャストへの情報の伝達、個人及びその他のデータを保護するための使用制限、特殊な種類の個人データの送信、協定の両当事者から提供された個人データの処理、データ主体の権利、すなわち、個人データの訂正、遮断及び削除、並びに個人データの保管期限、責任、費用、紛争の解決、協定の終了、適用日を明記する。各協力協定の内容の更なる詳細については、ユーロジャストのウェブサイトに掲載されている³⁶。

2019年以来³⁷、ユーロジャストは国際協定を交渉したり締結したりすることはできないが、ユーロジャストは欧州委員会と緊密に協力して、その国際的な範囲を拡大するための

³⁴ ユーロジャストの指定連絡窓口は、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、カナダ、カーボベルデ、チャド、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、ガンビア、ガーナ、グアテマラ、ホンジュラス、アイスランド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、カザフスタン共和国、韓国、コソボ（この指定は、地位に関する立場に影響を与えるものではなく、UNSCR 1244/1999及びコソボ独立宣言に関するICJ意見に沿ったものである）、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、モルディブ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モロッコ、ニジェール、パレスチナ自治政府、フィリピン、パナマ、パラグアイ、ペルー、ロシア連邦、サンマリノ、サウジアラビア、シンガポール、ソマリア、南アフリカ、スリランカ、台湾（中華民国）、タジキスタン、タイ、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウルグアイ、ウズベキスタンからの指定をうけている。

³⁵ アルバニア、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ジョージア、アイスランド、リヒテンシュタイン、モルドバ、ノルウェー、スイス、ウクライナ、アメリカ合衆国

³⁶ <https://www.eurojust.europa.eu/states-and-partners/third-countries/international-agreements>.

³⁷ 2019年12月に発効したユーロジャスト規則も、ユーロジャストの対外関係政策を変革した。

4年間の戦略を策定している。これらの戦略は、運用上、協力の必要性がある第三国及び国際機関を特定している。このリストに基づき、欧州委員会は、ユーロジャストとの国際協力協定の交渉開始を承認する決定のための勧告をEU理事会に提出する。したがって、欧州委員会は、理事会によって任命されたEU交渉担当者として行動し、ユーロジャストとの協力に関するEUと第三国との間の協定を締結する。2019年11月、ユーロジャストは最初の4か年戦略を採択した。これにはアルゼンチンとコロンビアが含まれていた。委員会は勧告にこれらの2か国を盛り込まなかったが、理事会は2021年3月1日に13の第三国（アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、コロンビア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、チュニジア、トルコ）との交渉の開始を承認する決定を採択した。

協定がない場合の第三国との協力もケースバイケースで可能であり、指定されたユーロジャスト連絡窓口を通じて対処される。この協力には、責任ある当局による正式な任命書又は作業の取り決めが必要である。任命手続及びユーロジャスト連絡窓口の関連情報の伝達を円滑に進めるため、任命当局は、任命書式と共に正式な任命文書をユーロジャストに提出するよう求められる。連絡窓口の任命は簡単な手続である。任命当局は、任命書式に、任命権者の氏名及び住所、ユーロジャスト連絡窓口の氏名、役職、勤務先住所及び会社連絡先情報³⁸ユーロジャスト連絡窓口が連絡を取ることができる言語及び専門分野、その他関連情報を記載しなければならない。両方のドキュメントをinstitutional.affairs@eurojust.europa.euに送信する必要がある。紙のバージョンを送る必要はない。電子版で十分である。連絡窓口が任命されると、その連絡先の詳細がユーロジャストの国家デスク及びリエゾン検察官に提供される。ユーロジャストは、新たに任命された連絡窓口とのテレビ会議を設定し、いつ、どのようにしてユーロジャストに連絡することができるかを説明する（逆も同様）。

各国メンバーは、ユーロジャスト規則第58条(1)(b)に従って運用個人データの転送に関する評価がユーロジャストによって実施されない限り、運用データを連絡窓口と交換することはできない。

ユーロジャストのデータ保護担当官（DPO）³⁹に対する第三国の評価⁴⁰を実施するための

³⁸ 電話番号、携帯電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス

³⁹ ユーロジャスト規則第36条

⁴⁰ いかなる転送も、ユーロジャスト規則第56条(1)に定められた条件に従うものとする。ユーロジャストは、適用されるデータ保護規則及び本規則のその他の条項を遵守することを条件として、かつ、以下の条件が満たされる場合に限り、運用上の個人データを第三国又は国際機関に転送することができる。

- a. ユーロジャストの任務遂行のために送信が必要である。
- b. 運用個人データの送信先である第三国当局又は国際機関が法執行及び刑事に関する権限を有すること。
- c. 本条に従って転送される運用個人データが加盟国によってユーロジャストに送信されている又は利用可能とされている場合、ユーロジャストは、当該加盟国の関係する所管当局から、国内法に従って、その転送について事前の許可を得るものとする。ただし、当該加盟国が当該転送を一般的な条件又は特定の条件に従って許可している場合は、この限りでない。
- d. 第三国又は国際機関から他の第三国又は国際機関へ転送される場合、ユーロジャストは転送を行う当該第三国又は国際機関に対し、あらかじめ、その転送についてユーロジャストの承認を得よう要求する。

各国メンバーからの要請書は、ユーロジャストの事例番号、事件と犯罪類型の短い説明、第三国の名前、ユーロジャストが第三国に送信するデータの特定のカテゴリーの表示⁴¹、データが転送されるデータ主体の仕様⁴²、犯罪の重大性⁴³、交換されたデータの量及び交換の期間、データを交換する可能性のある第三国の権限のある当局⁴⁴、当該第三国との法的拘束力のある協定⁴⁵、死刑及び人権の状況、緊急性で構成されている⁴⁶。

緊急の場合、DPOは10営業日以内に対応する。特に複雑な事案については、DPOと各国メンバーは期間の延長について合意することができる。DPOは、特にユーロジャスト規則第51条及び第52条で言及された問題に対処しつつ、ケースバイケースで評価を行う。DPOの評価に続いて、理事会⁴⁷は当該第三国にデータを転送するかどうかを決定する。運用上の円卓会議で、国家デスク及びDPOが問題を提示し、DPOの評価に従って、理事会が特定のケースで運用上の個人データの転送を承認するかどうかを決定する。

ユーロジャスト連絡窓口の役割は、以下のとおりである。捜査共助又は犯罪人引渡し請求に関する連絡の促進（手順、フォローアップ）、権限のある国家当局との直接的な接触の促進、国内法の規定の明確化又は国内法制度に関する法的助言の提供、調整会議又は合同捜査チームの組織化又は権限のある当局のそれらへの参加の促進、ユーロジャストとの司法協力の関係で生じる一般的な問題の解決、そして、ユーロジャストの各国メンバーに対し、特定の事例又は当該EU加盟国の国内法の特定の規定に関する質問の送付。

EU内の財産回復の分野では、アプローチや法律に違いがあり、調和がとれていないが、全ての加盟国は、国境を越えた財産回復措置の実施を簡素化し、迅速化するために、措置手続のいずれの段階であろうとも、ユーロジャストの支援を求めることができる。長年にわたり、ユーロジャストは、加盟国と第三国との間の刑事問題における協力を改善する上で、特に以下のような重要な役割を果たし続けている。

1. 資産凍結命令及び没収命令の承認及び執行並びに司法上の協力の要請の執行の促進
2. 資産凍結命令及び没収命令又はLoRの起草、執行する又は要請された加盟国における権限のある当局の特定、情報の交換及び関連情報の翻訳における支援

ユーロジャストは、犯罪の重大性、運用個人データが最初に転送された目的、及び運用個人データの転送先となる第三国又は国際機関における個人データ保護のレベルを含む全ての関連要因を十分に考慮した上で、データの出所元である加盟国から事前の承認も得て、初めて、(d)項に記載された承認を付与するものとする。

⁴¹ ユーロジャストが合法的に処理することができる個人データを定義する際には、第27条で言及される個人データのカテゴリーリストについて、ユーロジャスト規則の付属文書IIを参照し、また、規則2018/1725の第76条を参照のこと。

⁴² 例えば被疑者、被害者、目撃者

⁴³ 捜査される犯罪類型に対する法定刑の上限はどのようなものか。

⁴⁴ ユーロジャスト規則第56条(1)(c)に従い、運用個人データ転送先の第三国当局又は国際機関は、法執行及び刑事に関する権限を有すること。

⁴⁵ 第三国と当該加盟国との間に関係する法的拘束力のある（国際的又はJIT）協定があるかどうか。

⁴⁶ ユーロジャスト規則第56条(4)は次のように定めている。「ユーロジャストは、緊急の場合には、第1項(c)の規定に定める、加盟国からの事前の承認を受けることなく、運用上の個人データを転送することができる。ユーロジャストは、加盟国若しくは第三国の公安又は加盟国の重大な利益に対する差し迫った重大な脅威を防止するために運用個人データの転送が必要であり、かつ、事前の許可を適時に得ることができない場合に限り、これを行うものとする。事前許可を与える責任を有する当局には、遅滞なく通知するものとする。」

⁴⁷ ユーロジャスト規則第10条

3. 捜査の連携を可能にし、捜査当局と訴追当局が資産凍結命令の執行において同時に行動するよう支援すること
4. 発行当局と執行当局の双方の法的要件を明確にし、異なる法制度における様々な法的及び手続的要件から生じる実務的な問題を解決すること
5. 没収された財産の処分及び資産の共有に関する合意に達するよう、加盟国を支援すること
6. 捜査開始時からの資産管理に関するベスト・プラクティスを特定すること